

政令指定都市移行に伴う財政への影響について

新市が政令指定都市に移行した場合の財政への影響について、参考資料が提示されました。

歳入への影響

| | |
|------------|--|
| 増額になるもの | 地方道路譲与税、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金 政令指定都市移行に伴い、国道（一部を除く）・府道の管理事務が移譲されるため、増額されます。 |
| 新たに収入されるもの | 石油ガス譲与税、軽油引取税交付金 道路に関する費用に充てるため、都道府県及び政令指定都市に譲与または交付されます。 |
| その他 | 普通交付税等 移譲事務に係る経費などが基準財政需要額に算入されます。 また、上記の増収分が基準財政収入額に算入されます。 |

このほか、公共事業の財源に充てるために発行した宝くじの収益金、府からの移譲事務等に係る特定財源（国支出金・地方債など）をあわせ、総額で年間150億円程度の歳入増が見込まれます。

歳出への影響

| | |
|--------------------|--|
| 大阪府から移譲される事務等に係る経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者及び知的障害者更生相談所の設置 ・児童相談所の設置、児童養護施設等の児童福祉施設の設置認可 ・精神保健福祉センターの設置や精神障害者保健福祉手帳の発行 ・中小企業支援事業についての実施計画の作成等 ・国道（一部を除く）・府道の管理 ・市立小・中学校等の府費負担教職員の任免や給与の決定 ・国道・府道の引継ぎに伴う公債費 など |
| 行政サービスの向上を図るための経費 | 市民福祉の向上、都市基盤や生活関連施設の整備の推進 など |

政令指定都市って？

現在日本有数の大都市13市が指定されています。

政令指定都市制度は、市民生活やまちづくりに関わりの深い事務や権限を府県から大都市に移譲し、市民福祉の向上を図ろうとするものです。

政令指定都市には、**府県並みの権限と財源**の移譲があり、**現行の地方制度上、最も地方分権が保障され、将来のまちづくりに幅広い選択肢を持つことができます。**

堺市と美原町が平成17年3月までに合併した場合には、政令指定都市への移行により、一層の市民福祉の向上と地域のさらなる発展が期待されます。

